

事 務 連 絡
令和3年10月29日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

タクシーの相乗りの実施状況の報告について

今般、タクシーの相乗りの運用ルールを策定したところですが、制度の実施状況を把握するため、それらを実施する一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第3条第1項に基づき、下記のとおり、実施状況を管轄する地方運輸局長等に報告等することとする。

なお、本取り扱いについては、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

また、報告の内容・時期・回数については、適宜見直すこととする。

記

【タクシーの相乗り】

- ・ 当面の間、相乗りタクシーの実施開始後、四半期毎に、それまでの期間の実施状況を報告すること。
- ・ 報告にあたっては、別紙を参考とすること。

事 務 連 絡
令和3年10月29日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿
一般社団法人全国個人タクシー協会会長 殿
一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長 殿

自動車局旅客課長

タクシーの相乗りの実施状況の報告について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あてに通知したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知を図られたい。